

デイサービスセンター

zutto・sotto ずっと・そっと

運 営 規 程

社会福祉法人 岡山福祉会

社会福祉法人 岡山福祉会
 デイサービスセンター zutto・sotto ずっと・そっと

運 營 規 程

(事業の目的)

第1条 老衰その他障害が重なり、日常生活に介助を必要とする高齢者に、通所による入浴や食事、日常動作訓練、生活指導等各種のサービスを提供し、再起の希望と快適な憩いを与え、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上並びに家族介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2. 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 社会福祉法人 岡山福祉会
 デイサービスセンターzutto・sotto ずっと・そっと
- (2) 事業所の所在地 新潟市東区本所 254 番地 4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員をつぎのとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者：1人
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括する。
- (2) 生活相談員：1人以上
 - ・生活相談員は、上司の命を受け、利用者の生活の向上を図るための相談、指導に従事する。
- (3) 看護職員：1人以上
 - ・看護職員は、利用者の健康管理及び看護業務に従事する。
- (4) 介護職員：7人以上
 - ・介護職員は、上司の命を受け、介護業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員：1人以上

- ・機能訓練指導員は、上司の命を受け、利用者の機能回復訓練業務に従事する。

(6) 自動車運転員：1人以上

- ・自動車運転員は、上司の命を受け、利用者の自動車による送迎及び自動車の整備、管理に従事する

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
(但し、日曜日と1月1日・1月2日はお休みとする。)
- (2) 営業時間：午前8時00分から午後5時30分迄とする。
- (3) サービス提供時間：午前9時00分から午後4時10分迄とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、つぎのとおりとする。

- ・1日当たり利用人員は、41人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 提供する指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本事業
 - ア) 生活指導
 - イ) 養護
 - ウ) 家族介護教室
 - エ) 健康チェック
 - オ) 送迎
- (2) 選択制サービス提供事業
 - ア) 通所介護における選択制サービス
 - ① 入浴サービス
 - ② 個別機能訓練
 - イ) 介護予防通所介護相当サービスにおける選択制サービス
 - ① 生活機能向上グループ活動
 - ウ) 給食サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護を提供した場合、利用料は別紙2の通りとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は別紙1のとおりとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- (3) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- (4) サービス利用日の朝の体調・異常の有無、食事内容など、担当の職員へ報告すること。
- (5) サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (6) サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時における対応方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者がケガ・病気等により急を要する事態となった場合、職員は直ちに看護職員に連絡する。
- (2) 連絡を受けた看護職員は、応急処置あるいは協力病院へ搬送するなど適切な処置を講じ、上司に報告するとともに、家族・身元引受人等にも遅滞なく連絡すること。
- (3) 利用者の送迎時に上記と同様の事態あるいは交通事故等が発生した場合、添乗員並びに運転員はその状況を判断して、救急車の手配等適切に対応すること。
- (4) 火災・地震等発生の場合、本体合築施設(岡山幼保連携型認定こども園・岡山乳児園)と同様の対応とする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2. 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施することとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 管理者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3. 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止の措置)

第14条 管理者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 管理者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 管理者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第16条 通所介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に通所介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後、1か月以内に実施
 - ② 施設内研修 職員による各種事例研究、外部講師による各種研修会
 - ③ 施設外研修 県・市社会福祉協議会等の各種研修会に参加
 - ④ その他研修 他の同種施設の見学交流
2. 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩してはならない。また、退職した場合においても同様とする。
3. 施設職員は、衛生面及び健康状態の保持につとめるとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行わなければならない。
4. 通所介護事業者は、提供した通所介護サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
5. 通所介護事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付することとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

来 歴

平成12年11月1日	利用定員25人を30人に変更それに伴う変更 ① 介護職員3人以上を4人以上に変更
平成12年12月1日	年末年始(12月30日より1月3日)に変更
平成14年6月1日	利用定員30人を35人に変更それに伴う変更 ① 介護職員4人以上を5人以上に変更

平成 16 年 6 月 25 日	法人名称及び事業所所在地の変更
平成 20 年 5 月 1 日	利用定員 35 人を 40 人に変更それに伴う変更 ① 介護職員 5 人以上を 6 人以上に変更
平成 24 年 4 月 1 日	第 5 条（3）のサービス提供時間の変更 第 7 条（2）のイ）アクティビティを生活機能向上グループ活動に変更
平成 25 年 7 月 1 日	第 13 条 第 5 項の追加 通所介護事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも 5 年間は適正に保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付することとする。
平成 26 年 4 月 1 日	別紙 2 1. 基本事業利用料の変更 通所介護利用料金一覧、介護予防通所介護利用料金一覧について介護保険法改定による金額へ変更 平成 26 年 4 月 1 日現在の事業所規模を追加
平成 27 年 4 月 1 日	別紙 2 各利用料金表を介護報酬改定による単位・金額へ変更
平成 29 年 4 月 1 日	第 5 条（1）営業日の変更(2) 営業時間の変更 (3) サービス提供時間の変更(4) 延長サービス提供時間の新設 第 6 条 指定通所介護の利用定員の変更 第 7 条（2）選択制サービス提供事業 通所介護における選択制サービス ④延長サービスの新設 第 8 条 別紙 2 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の新設 選択制サービス提供事業利用料（延長加算）の新設 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）割合の変更 食事提供代の内容・費用の変更
平成 30 年 4 月 1 日	第 3 条 事業所の名称変更 別紙 2 各利用料金表を介護報酬改定による単位・金額へ変更 介護予防通所介護終了に伴う料金一覧の削除 利用定員 38 人を 41 人に変更それに伴う変更 介護職員 6 人以上を 7 人以上に変更
平成 30 年 10 月 1 日	第 7 条（2）イ）介護予防通所介護 → 介護予防通所介護相当サービスに変更 第 5 条（1）の営業日の変更
令和 1 年 5 月 1 日	食事提供代の内容・費用の変更
令和 1 年 10 月 1 日	食事提供代の内容・費用の変更
令和 1 年 10 月 1 日	別紙 2 1. 基本事業利用料の変更 通所介護利用料金一覧、介護予防通所介護相当サービス利用料金一覧について介護保険法改定による単位・金額へ変更 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）の新設
令和 4 年 1 月 1 日	第 5 条（2）営業時間の変更 第 5 条（3）サービス提供時間の変更

第 5 条（4）延長サービス提供時間の削除

別紙 2 1. 基本事業利用料の変更

別紙 2 2. 選択制サービス提供事業利用料の変更

別紙 2 3. サービス提供体制加算の変更

別紙 2 5. 食事提供に係る費用の変更

令和 6 年 4 月 1 日

第 13 条（業務継続計画の策定）の新設

第 14 条（感染症の予防及びまん延防止の措置）の新設

第 15 条（虐待の防止のための措置）の新設

別紙 2. 1. 基本事業利用料の変更

別紙 2. 2. 選択制サービス利用料の変更

別紙 2. 4. 介護職員処遇改善加算の変更

別紙 2. 5. 食事提供に係る費用の変更

令和 6 年 6 月 1 日

別紙 2. 4. 介護職員処遇改善加算の変更

令和 6 年 11 月 1 日

別紙 2. 5. 食事提供に係る費用の変更

別紙 1

「通常事業を実施する地域」

○新潟市東区の県道 4 号線より東側（阿賀野川方面）の区域

※それ以外の地域については、利用希望者との話し合いの上で決定する。

別紙 2

1. 基本事業利用料：介護保険法で定められた金額とする。

○通所介護利用料金一覧

・通常規模事業所 基本利用料

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3
3時間以上4時間未満	370 単位	423 単位	479 単位
4時間以上5時間未満	388 単位	444 単位	502 単位
5時間以上6時間未満	570 単位	673 単位	777 単位
6時間以上7時間未満	584 単位	689 単位	796 単位
7時間以上8時間未満	658 単位	777 単位	900 単位
利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 4	要介護 5	
3時間以上4時間未満	533 単位	588 単位	
4時間以上5時間未満	560 単位	617 単位	
5時間以上6時間未満	880 単位	984 単位	
6時間以上7時間未満	901 単位	1,008 単位	
7時間以上8時間未満	1,023 単位	1,148 単位	

・大規模事業所(Ⅰ) 基本利用料

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3
3時間以上4時間未満	358 単位	409 単位	462 単位
4時間以上5時間未満	376 単位	430 単位	486 単位
5時間以上6時間未満	544 単位	643 単位	743 単位
6時間以上7時間未満	564 単位	667 単位	770 単位
7時間以上8時間未満	629 単位	744 単位	861 単位
利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 4	要介護 5	
3時間以上4時間未満	513 単位	568 単位	
4時間以上5時間未満	541 単位	597 単位	
5時間以上6時間未満	840 単位	940 単位	
6時間以上7時間未満	871 単位	974 単位	
7時間以上8時間未満	980 単位	1,097 単位	

・大規模事業所(Ⅱ) 基本利用料

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3
3時間以上4時間未満	345 単位	395 単位	446 単位
4時間以上5時間未満	362 単位	414 単位	468 単位
5時間以上6時間未満	525 単位	620 単位	715 単位
6時間以上7時間未満	543 単位	641 単位	740 単位
7時間以上8時間未満	607 単位	716 単位	830 単位
利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 4	要介護 5	
3時間以上4時間未満	495 単位	549 単位	
4時間以上5時間未満	521 単位	575 単位	
5時間以上6時間未満	812 単位	907 単位	
6時間以上7時間未満	839 単位	939 単位	
7時間以上8時間未満	946 単位	1,059 単位	

令和 6 年 4 月 1 日現在の当事業所の規模は 通常規模事業所 に該当する。

○通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）利用料金一覧

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		備 考
	要支援 1 及び 事業対象者	要支援 2 及び 事業対象者	
1 回当たり	436 単位/日	447 単位/日	

2. 選択制サービス提供事業利用料：介護保険法で定められた金額とする。

○通所介護選択サービス利用料一覧

提供サービス	単 位	料金(1 単位=10.14 円)	備 考
個別機能訓練加算Ⅰロ	1 日当たり	76 単位	
個別機能訓練加算Ⅱ	1 月当たり	20 単位	
入浴介助加算Ⅰ	1 日当たり	40 単位	

○介護予防通所介護相当サービス選択サービス利用料一覧

提供サービス	単 位	料金 (1 単位=10.14 円)	備 考
生活機能向上グループ活動	1 月当たり	100 単位	

3. サービス提供体制加算：介護保険法で定められた金額とする。

提供サービス	単 位	料金 (1 単位=10.14 円)	備 考
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1 日当たり	18 単位	要介護
	1 月当たり	72 単位	要支援1
	1 月当たり	144 単位	要支援2
中重度者ケア体制加算	1 日当たり	45 単位	要介護
科学的介護推進体制加算	1 月当たり	40 単位	

4. 介護職員処遇改善加算：介護保険法で定められた金額とする。

費 用	単 位	利用者負担金額	備 考
介護職員処遇等改善加算Ⅰ	1月当たり	所定単位数× <u>0.092</u>	所定単位数：1,2,3の利用単位数の合計

5. 食事提供に係る費用

費 用	内 容	ご負担金額
食事提供代	昼（おやつ代含む）の食事を提供したとき	690円